

周防大島町陸奥野営場等の  
指定管理者の選定に係る報告書

平成24年（2012年）11月5日

周防大島町陸奥野営場等指定管理者選定委員会

平成24年11月5日

周防大島町長 椎 木 巧 様

周防大島町陸奥野営場等  
指定管理者選定委員会  
委員長 河 村 誠 治

### 周防大島町陸奥野営場等の指定管理者の選定に係る報告書

周防大島町陸奥野営場等の指定管理者について、当委員会における審査の結果、次のとおり優先交渉権者を選定したので、周防大島町陸奥野営場等指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領第2条第4号の規定に基づき報告します。

#### 1 選定委員会の開催状況

- 第1回 平成24年9月28日（金）13：30～15：30  
（周防大島町役場大島庁舎2階庁議室）
  - ・委嘱状交付
  - ・選定委員会委員長・副委員長の選任
  - ・募集要項の説明
  - ・審査方法（審査基準及び配点）の決定
- 第2回 平成24年10月4日（木）9：30～16：30  
（周防大島町役場久賀庁舎3階会議室）
  - ・応募者からの事業計画のヒアリング
  - ・審査及び採点
  - ・優先交渉権者の決定
- 第3回 平成24年11月5日（月）13：30～14：30  
（周防大島町役場大島庁舎2階庁議室）
  - ・報告書の作成審議
  - ・町長へ報告

#### 2 選定の進め方

##### （1）選定の手順

審査基準や配点を第1回選定委員会で決定の上、応募者から提出された事業計画書等について、事務局により資格要件及び様式、添付書類等の形式審査を行い、第2回選定委員会で応募者からの事業計画等のヒアリングによる内容審査を行い、優先交渉権者を選定することとした。

選定フローは下表のとおり

年 月	選定スケジュール
平成 24 年 8 月	公募（8 月 20 日～9 月 21 日）
平成 24 年 9 月	第 1 回選定委員会（審査方法の決定）
平成 24 年 10 月	第 2 回選定委員会（応募者のヒアリング、優先交渉権者の決定）
平成 24 年 11 月	第 3 回選定委員会（町長への報告書作成）
平成 24 年 12 月	指定管理者の指定議案提出（12 月議会）

(2) 審査の方法

事業計画書等の審査基準として、周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条各号に掲げる 5 つの基準を踏まえ、次のとおり具体的な審査項目等を設定し、それぞれ配点を定めた。

(選定委員 1 名の配点)

審査基準	審査事項	配点
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平等な利用の確保</li> <li>・ 利用増進に向けた方途</li> <li>・ サービス向上に向けた提案</li> <li>・ 利用者ニーズの把握</li> <li>・ トラブルの未然防止策と対処方法</li> <li>・ 地域や関係団体等との連携</li> </ul>	3 0
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者となる意義や責務の認識 (町の方針、施設の性格、設置目的、業務等の理解度)</li> <li>・ 倫理性や法令遵守</li> </ul>	1 0
3 公の施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の維持管理の内容</li> <li>・ 個人情報保護の取扱い</li> <li>・ 防犯・災害その他緊急時の危機管理</li> <li>・ 5 ヶ年の収支計画</li> <li>・ 経費縮減へ向けた取り組み</li> <li>・ 指定管理料の額</li> </ul>	5 0
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員体制や配置人員</li> <li>・ 職員の指導育成、研修体制</li> <li>・ 法人の財務状況</li> <li>・ 施設管理のノウハウ</li> <li>・ 経理の明瞭性、規律性及び情報公開や監査請求への対応</li> </ul>	2 5
5 その他町長等が別に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レストラン、物販等の町内仕入予定額</li> <li>・ 町内の雇用予定人数</li> <li>・ 類似施設の管理実績</li> <li>・ 事務所の所在地に関する事項</li> <li>・ 陸奥記念館の資料の収集、保存</li> </ul>	3 5
合 計		1 5 0

### 3 審査の状況

2団体から応募があり、応募者の資格や事業計画書等について厳正に審査を行った。

#### (1) 応募者の資格等の適合審査

応募者の資格については、官公署の証明書類との照合等により、応募者が適合していることを確認した。

また、事業計画等についても、募集要項に示した様式に適合し、必要な書類が添付されていることを事務局が確認し、選定委員会に報告した。なお、B団体については、公募要件に係る提案が事業計画書に含まれていたが、第2回選定委員会において詳細を確認することとし、選定委員会に報告した。

#### (2) 事業計画書の審査

2団体から提出された事業計画書及びそのヒアリングを基に、予め決定した審査方法（審査基準及び配点）に基づいて審査（評価）した。

### 4 審査結果

各委員の評価点の集計結果は次表のとおりであり、これを踏まえ、委員会において協議した結果、合計評価点の高いA団体・特定非営利活動法人 周防大島海業研究会を優先交渉権者に選定した。

なお、B団体については公募要件に合わない提案であったため、協議の結果第2位順位者とならない事を決定した。

審査基準	A 団体	B 団体
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	69.00	16.00
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	28.00	6.00
3 公の施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られていること。	152.00	82.00
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	53.00	35.00
5 その他町長等が別に定める事項	113.00	119.02
合計	415.00	258.02

※委員4人の合計で600点満点

### 5 審査の講評

選定委員会において審査の内容等について、次のとおり協議・検討を行った。

## (1) 総評

A 団体については、新規参入であるがこれまで地域振興に関する活動を続けてきた団体であり、町との連携を図りながら当該施設の管理を充分行っていけるものと判断された。一方、B 団体については、独自の前提条件をもって提案した内容が町の公募要件に合わないものであると委員会において確認された。

このため、A 団体を優先交渉権者として選定し、B 団体については交渉権者となり得ないという結果とした。

## (2) 委員会における主な評価、意見

- ① A 団体については、以前から地域振興に係る活動をされており、指定管理者として当該施設を充分管理できる印象を受けた。
- ② A 団体について、新規参入であり実績のないところから始めることとなるため、着実な管理をお願いしたい。
- ③ B 団体については、現在まで立派な活動を行っており、その点について町は深く感謝すべき団体である。しかしながら、町の主旨に沿わない事業展開を計画しており、今回の申請に関して、募集の要件に合わない提案であった。このため交渉権者となり得ない結果となったことは非常に残念である。

### 周防大島町陸奥野営場等指定管理者選定委員会委員

区 分	氏 名	役 職
委員長	河 村 誠 治	山口大学経済学部 観光政策学科教授
副委員長	有 吉 祥 男	有吉司法書士事務所（司法書士）
委 員	永 田 博 文	永田経営労務管理事務所代表（中小企業診断士）
委 員	岡 村 春 雄	周防大島町副町長